

## いじめを許さない学校作り(未然防止)

○児童理解を深め、日常的な関わりの中で職員と児童間の信頼関係づくりや児童相互の人間関係づくりに努める。

○いじめ問題への指導方針の情報については、日頃から家庭や地域に公表し、保護者や地域住民の理解と協力を得るよう努める。

○いじめている児童に対しては、出席停止の措置を含め、毅然とした指導をする。

○いじめられている児童については、徹底して守り通すという姿勢を姿勢を示す。

○いじめが解決したと見られる場合でも、職員の気づかない所での陰湿ないじめが続いていることがあるということを認識し、継続して見守る。

### 観察・情報収集

- 日常的な観察
- 定期的なアンケート調査の実施
- メモ日記の活用
- 職員間の情報交換
- 保護者からの情報提供等

### 保護者

○いじめの事実を正確に伝える。  
○本人を絶対に守るという姿勢を示す。  
○職員がいじめ問題に対する真摯な姿勢を伝える。  
○信頼関係の構築を図り、綿密な連絡体制を確立する。

### いじめられている児童

○受容：つらさや悔しさを十分に受け止める。  
○安心：具体的な支援内容を示し、安心感を与える。  
○自信：良い点を認め、励まし、自信を与える。  
○回復：人間関係の確立を目指す。  
○成長：本人自身の自己理解を深め、自立への支援を行う。  
○心理的ケアを十分に行う。

### 観衆・傍観者等

○グループ等への指導を行う。  
○学級全体への指導を行う。  
・具体的事実に基づいて話し合う。  
・自分の問題として考えさせ、「いじめは絶対許されない行為」であることに気づかせる。  
・日頃から人権意識(感覚)を育む取組を図る。  
○学年及び学級全体への指導を行う。  
・「人権の日」の取組の充実を図る。

## 校内いじめ対策委員会

- 校長
- 教頭
- 教務主任
- 生徒指導主任
- 教育相談担当
- 養護教諭
- 学年主任
- 関係教諭
- その他

### いじめ防止のための協議

- ・いじめ発見のための調査
- ・関係機関との連携
- ・保護者への対応
- ・いじめ事案への対応や指導方針等の協議

### 職員会議

### 学年会

### いじめの把握

### 関係者への対応

## いじめの早期発見・早期対応

○「いじめは絶対に許されない」という強い認識で、毅然とした指導を行う。

○「いじめはどの子にも、どの学校でも起こり得る」問題であることを十分認識し、学校における教育相談体制を充実させ、児童の悩みを受け止める体制を整備する。

○学校全体で組織的に対応し、職員間の緊密な情報交換や共通理解を図り、役割連携を徹底する。

○いじめの事実関係の究明に当たっては、実態の把握を正確かつ迅速に行う。

○いじめを認知した場合、被害者の立場に立った親身の指導を行う。

○学校のみで解決しようとするのではなく、関係者全員で取り組むとともに、市町村教育委員会の指導助言を仰ぎ、連携して対応する。

○学校、家庭、地域社会等、関係者が一体となって早期解決に向けて取り組む。

○いじめ問題の解決後も継続的な指導支援に努める。

### 再発防止

- 児童の心を育てる  
(生命尊重、人権尊重、思いやりの心)
- 教師の心・技を磨く

### いじめている児童

○確認：いじめの事実関係、背景、理由等を確認する。  
○傾聴：不満・不安等の訴えを十分に聴く。  
○内省：いじめられた子どもものつらさに気づかせる。  
○処遇：問題解決のための援助を行う。  
○回復：体験活動等を通じて所属感を高める。  
○心理的ケアを十分に行う。

### 保護者

○いじめの事実を正確に伝える。  
○保護者の心情(怒り、不安、自責の念等)を理解する。  
○被害者への謝罪の意義を伝える。  
○子どもの立ち直りに向けた具体的な助言を行い、協力を得る。